

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 産業廃棄物処理施設の設置の許可申請（2件）【環境局環境監視部産業廃棄物対策課】 2

◇ 公 告

- 開発行為に関する工事の完了【建築都市局指導部宅地指導課】 6
- 北九州市農業振興地域整備計画の変更【産業経済局農林水産部農林課】 7

北九州市告示第439号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

神戸市東灘区魚崎浜町21番地

アサヒプリテック株式会社

代表取締役 東浦知哉

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市門司区新門司三丁目81番5

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及びゴムくず

5 申請年月日

平成29年11月15日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

平成29年11月28日から平成29年12月28日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年1月11日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市告示第440号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条第1項の規定による産業廃棄物処理施設の設置の許可申請があったので、同条第4項の規定により次のとおり告示し、申請書及び同条第3項の書類を公衆の縦覧に供する。

なお、当該産業廃棄物処理施設の設置に関し利害関係を有する者は、縦覧期間満了の日の翌日から起算して2週間を経過する日までに、北九州市長に生活環境の保全上の見地からの意見書を提出することができる。

平成29年11月28日

北九州市長 北 橋 健 治

1 申請者

神戸市東灘区魚崎浜町21番地

アサヒプリテック株式会社

代表取締役 東浦知哉

2 産業廃棄物処理施設の設置の場所

北九州市門司区新門司三丁目81番5

3 産業廃棄物処理施設の種類

汚泥の焼却施設、廃油の焼却施設、廃プラスチック類の焼却施設及び産業廃棄物の焼却施設

4 産業廃棄物処理施設において処理する産業廃棄物の種類

汚泥、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類、紙くず、木くず、繊維くず、動植物性残さ、動物系固形不要物及びゴムくず

5 申請年月日

平成29年11月15日

6 縦覧場所

北九州市小倉北区城内1番1号

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策課

7 縦覧期間

平成29年11月28日から平成29年12月28日まで（日曜日及び土曜日を除く毎日午前8時30分から午後5時15分まで）

8 意見書の提出要領

次に掲げる事項を記載した文書を平成30年1月11日までに、上記閲覧場所に到着するように提出すること。

- (1) 意見を提出する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名

- (2) 申請者
- (3) 産業廃棄物処理施設の設置の場所
- (4) 産業廃棄物処理施設の種類
- (5) 生活環境の保全上の見地からの意見

北九州市公告第 8 1 3 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 3 6 条第 3 項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したことを公告する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

開発区域に含まれる地域の名称	開発行為者
北九州市小倉南区若園二丁目 1 8 0 番 1 及び 1 8 0 番 4 から 1 8 0 番 1 4 まで	北九州市小倉南区重住一丁目 9 番 2 0 号 有限会社住販 取締役 縄田 誠

北九州市公告第 8 1 5 号

農業振興地域の整備に関する法律（昭和 4 4 年法律第 5 8 号）第 1 3 条第 1 項の規定により、北九州市農業振興地域整備計画を変更したので、同条第 4 項において準用する同法第 1 2 条第 1 項の規定により公告し、同条第 2 項の規定により、当該変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成 2 9 年 1 1 月 2 8 日

北九州市長 北 橋 健 治

変更後の北九州市農業振興地域整備計画書の縦覧場所

北九州市小倉北区城内 1 番 1 号

北九州市産業経済局農林水産部農林課